

第3回福岡県青少年問題協議会専門委員会議事録要旨

開催日時 平成29年6月28日（水）10：00～12：00

開催場所 福岡県庁 行政棟10階 特1会議室

出席者 専門委員7名

小泉委員長、大島委員、知名委員、西田委員、橋口委員、三宅委員、吉村委員

1 議題

(1) 「福岡県青少年プラン」指標の進捗状況

(事務局説明：人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局政策課)

資料に基づき説明

【委員】

指標21番のシンナー乱用の撲滅の項目で、検挙補導人員が平成28年中ゼロとなっているが、このゼロというのは、シンナーの検挙補導がゼロなのか、薬物乱用全体でゼロなのか。

【事務局（県警少年課）】

シンナーを吸引等して捕まった少年がゼロということで、全体的な薬物事犯がゼロということではない。

【委員】

その他の薬物については、検挙の28年中実績はあるか。

【事務局（県警少年課）】

平成28年中は、シンナーがゼロで覚醒剤が13名、大麻が4名。前年と比較すると、覚醒剤はプラス3名、大麻についてはマイナス6名となっている。

【委員】

指標9番、10番あたりで、非行者率は、ぐっと下がっていて、そのための取り組みとして、「学校が抱える問題の解消や安全対策の支援を行うスクールサポーターの配置（33名）」が記載されているが、この33名というのはどう決めているのか。

【事務局（県警少年課）】

この33名は、空港警察署や博多臨港警察署など、管内に学校がない警察署を除く全警察署に1名ずつ配置した数となっている。

【委員】

スクールサポーターの活動内容と、内部的には、この制度をどう評価しているのかという点についてお尋ねしたい。

【事務局（県警少年課）】

スクールサポーターは、小学校、中学校、高校を巡回し、学校と、生徒の問題行動などの情報交換を行っている。制度の評価としては、学校との連携も非常に良く、例えば児童虐待の防止のために子どもを保護したり、問題行動のある生徒を学校の校長先生や生徒指導の先生と面接するなど、手前みそではあるが、非常に有効なものだと考えている。

【委員】

どういう方がこのスクールサポーターになっているのか。

【事務局（県警少年課）】 警察官OBの方。

【委員】

スクールサポーターが警察官OBだと、何か問題があったときに相談できる場合と、逆に警察と絡んで相談が逮捕などにつながるんじゃないかと不安になり、相談できないこともあると考えられるので、もちろん警察のOBの方も大事だが、制度としては、地域の方など、別の立場で相談できる人もいたほうがよりよいと思われる。

【委員】

指標11番の不登校について、1,000名当たりで何名という人数が出ているが、実数がわかれば教えていただきたい。

【事務局（義務教育課・高校教育課）】

小・中学校分の不登校については、平成27年度のデータで5,181名。大体ここ数年これぐらいの数字で推移している。県立高校では、27年度1,126名で、生徒1,000名当たりで15.7名。全国平均が16.6名となっている。

【委員】

この実数が示しているものは重いと感じる。

現在、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して、チームで対応するべく取り組んでいると思うが、平成28年度にスクールカウンセラー31校、ソーシャルワーカー8校、訪問相談員13校の数字というのは、現場からするとまだまだもう少しニーズが高くて追いついていないという状況なのか。

また、配置されている学校では、成果が上がってきているのか。例えば、不登校から継

続して登校できるようになった生徒の割合が高いなど、何かそのチームの成果がわかれば教えていただきたい。

【事務局（義務教育課）】

スクールカウンセラーは、中学校では全校に配置している。一方、スクールソーシャルワーカーは、県が2年間ほど先行的に県費で配置して、それから市町村に切りかえるという方法で平成20年から配置しており、今、最後に県費で18市町村に配置して、県全体では55市町村において、配置されている。

特に近年、不登校に至る原因は家庭の状況の問題が大きく関わっているということがあり、当然スクールカウンセラーの心の相談も重要である。また、スクールソーシャルワーカーも家庭生活の環境改善につながるような取り組みが、かなり効果を上げており、その配置が大きな課題になっている。

【委員】

指標2番の「体力の向上」で、小学生・中学生男子は全国平均を上回ってきているということだが、これは22年度から徐々に上がってきているのか。

また、これは、右に記載の「主な取り組み」の「スポコン広場」などのいろいろな取り組みが功を奏していると思うが、指標の達成状況における男女の違いについて何か感じるものがあれば教えてほしい。

【事務局（体育スポーツ健康課）】

「体力の向上」については、徐々に右肩上がりになっている。

取り組みについては、「スポコン広場」等は、昨年度から県大会のほかに、教育事務所あるいは北九州市等で地区大会を実施している。そのほかに、「1校1取組」運動や、昨年度からはオリンピック・パラリンピアン等の派遣事業、ラグビートップ選手派遣事業などを実施している。

男女の違いということでは、これは全国的なものもあるが、女子において、なかなか運動習慣が確立していない状況がある。また、福岡県では、中学校の部活動の加入率も、運動部については男子のほうが加入率が高い傾向もある。福岡県の中学校の女子については、運動習慣の確立が非常に重要であり、授業の改善とあわせて、いかにして中学校の女子に日常的に運動の習慣を確立させるか、例えば、新たな部活動のあり方や、女子が入りやすい部活動のあり方、あるいは、「1校1取組」運動で体育の授業以外でいかに女子にスポーツ、運動の楽しさを感じられるような取り組みをやっていくかについて、今年度以降の課題として取り組んでいるところ。

【委員】

指標18番、19番あたりで、子育て応援宣言企業というのは具体的にはどんなことを企業側では取り組むのか。

【事務局（政策課）】

子育て応援宣言企業は、企業のトップが、従業員の方に対していろいろな子育て支援を宣言してもらうということで、例えば、社員の方が出産、子育ての際に、育児休業や子育てに関する休暇をとりやすいようにするといったさまざまな取り組みがある。

最近では育児休業率も、子育て応援宣言企業については全体の休業率よりも高い数字の成果も出ており、宣言企業数も6,000社を超え、これをさらに増やしていこうという取り組みを行っているところ。

【事務局（子育て支援課）】

子育て応援の店については、子育て中の家庭の方が気軽に外出できるような環境整備をするということで、例えば乳幼児と共に来店した際にミルクのお湯を提供するとか、粗品をプレゼントするとか、そういった子育て家庭に対するサービスを提供するお店を子育て応援の店として登録する制度。

【委員】

それは、登録することで、店舗としては、社会的なアピールができるといったところが具体的なメリットになるのか。

【事務局（政策課）】

子育て応援宣言企業については、従業員に対して子育てを応援するということで、もちろん社会的に企業のイメージアップにつながり、また、採用に際して、子育てを応援している子育て応援宣言企業ということがアピールになると考えている。

店のほうについては、子連れのお客様はサービスするというで、店舗として消費者に対してアピールし、また、社会貢献としてやっていただいているところもあり、施設の提供などは、例えばおむつがえのスペースをつくるなどもあるが、最近では、子育て家庭に対していろいろな割引サービスや、何かをプレゼントするなどのサービスも始めていただいている。子育て応援パスポート制度は、提示すれば何かプラスアルファのプレゼントをもらえるとか割引サービスがあるとかいうことで、ほんの少し付加価値をつけて店舗をアピールしていただけるように、取り組んでいる。

こういう会社やお店を増やしていくことで、民間企業の力もお借りしながら、社会全体で子育てを応援していくという雰囲気づくりを県として取り組んでいるところ。

【委員】

登録の店舗を増やすことに関して、登録した後に、登録したことによって子育て中のご家庭の方がたくさんいらっしゃるようになったなどの声が上がってきているのか。

それから、実際に子育て世代の方にどれだけ認知度があるかという指標があればよいと思う。3歳未満の子供を持つ方々がどれだけ知っているのか、アンケートをとって、その認知度が何%以上になるように努力するというような指標があれば、おもしろいと感じた。

何かそういう企業の声や、実際利用したご家庭からの声などがあれば、教えていただきたい。

【事務局（子育て支援課）】

登録企業の方からの反応については、今、具体的に数値を取りまとめているものはない状況。

認知度については、子育てに関する県民の意識調査を25年度に実施しているが、その中で、子育て応援の店について、「知っている」の回答が21.4%、「知らない」の回答が76%という結果。

【委員】

指標13番の「障がいのある青少年への支援」に関して、平成28年度は目標数値にかなり近づいているが、障がいのある青少年も平成23年度から比べると増加していると思われる。どのぐらいの割合で増加しているのかということと、それに対して、どういう対応をしたのかについて説明いただきたい。

【事務局（義務教育課）】

障がいのある児童生徒の数は、小・中学校の特別支援学級、特別支援学校へのニーズがともに高まっていて、毎年かなりの数が増えている。その背景としては、特別支援学校制度ができて10年経ち、その制度の周知が図られてきたということ、また、保護者の方の中で小・中学校においても特別な配慮を求める方が増えてきた状況があると考えている。

ここに挙げている個別の支援計画あるいは個別の指導計画の策定状況の割合は、作成が必要な児童生徒が在籍する学校ではほぼ作られているという数字。

県の施策としては、就学サポートノートというものを幼稚園から高校まで全部配布し、各学校段階で次の学校に進むときに注意すべき点を、引き継ぎノートとして積極的につくっていただくことをお願いしている。職員の研修の段階でこういったものの作成をしっかりとっていただくように伝えており、策定状況はかなり進んできていると認識している。

【委員】

指標15番のいじめの対策について、これは解消件数の割合というのが表示されているが、実際のいじめの認知件数等はどうか変化しているのか。

また、高等学校のほうは、平成23年度で69%だったのが、28年度実績98%ということで大幅に改善はしているが、この場合のいじめの解消の定義はどのような形で統計をとっているのか。

【事務局（義務教育課）】

認知件数について、小・中学校分では、小学校が平成27年度で1,775件、中学校が平成27年度は888件、合計で2,663件。ただこれは、1,000名当たりの認知件数という数字に直すと小・中学校合わせて6.6件で、全国の平均は21.5件。

これは少ないからいいということではなく、どの子にもいじめは起こるため、しっかり認知を進めなければならないということで、各市町村にしっかり認知できるような取り組みをするように指導しているところ。

【事務局（高校教育課）】

県立高等学校におけるいじめ発生件数は28年度64件。質問のいじめの定義は、児童生徒に対して、在籍している学校で当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的、物理的な影響を与える行為であって、心身の苦痛を感じているものということで、言葉や、場合によっては手を出したりなど、いろいろなことがあるが、解消については、そのような状況が相当の期間なくなって、保護者や児童生徒、学校がもうそういった状況がないと判断した段階。

【委員】

いじめの解消の数字がかなり、20%ぐらい変化しているが、具体的にどういうところが功を奏したというか、解消に至るようになったのか。

【事務局（高校教育課）】

いじめについては、新聞報道等でも目にするようになりかなり深刻な事態、場合によっては命を絶つような事態もあり、社会的な関心も高く、絶対にこういうことがあってはならないということで、国においてもさまざま、方針の策定や法的な整備なども進み、県としても、県立高校の場合どういう微細な事案であっても報告を学校から上げ、場合によっては、法律の専門家や心理、社会福祉などの専門家の意見をいただく体制も整えるなど、解消等に向けた取組みの充実や体制の充実が一定功を奏しているのではないかと考えている。

【委員】

いじめ対策で、学校復帰を支援する訪問相談員の配置という項目があるが、訪問相談員はどのような方になっているのか。

【事務局（高校教育課）】

訪問相談員は、実際の教科指導とかかかわらない、相談しやすい教育の専門家ということで、退職した校長を任命している。

またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携しながら、対応している。

【委員】

指標11番の不登校対策で、「強化指定の市町村に対し、中1不登校対策アドバイザーを派遣」が主な取り組みのところにあるが、このアドバイザーというのはどういう方がどういうことをし、どういう成果を上げているのか。

【事務局（義務教育課）】

この事業は、昨年度平成28年度までの事業で、特に中1、小学校段階と中学校段階での不登校の出現率の差の大きい7市町村を強化市町村として指定して、アドバイザーを配置し、管内の学校に派遣して相談等に応じるという事業。

アドバイザーは退職した校長先生等で、もともとがかなり厳しい市町村を指定しているということで、28年度までの3年間の事業の中で、成果自体が目に見える数字としてなかなか出てこなかったが、学校からは、アドバイザーの方に来ていただくことで細かな対応ができたということを知っている。

【委員】

個人的に感じるのは、どういった指標を選ぶかはかなり大事で、こういう取り組みをするということに関する指標なのか、それがどういうアウトカムになるのかという、少なくとも2段階あり、次の指標の設定に際して考慮するべきと感じた。

(2) 福岡県の青少年の現状と課題(案)

(事務局説明：人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局政策課)

資料に基づき説明

【委員】

3ページの「青少年の現状と意識」の生活習慣について、生活習慣というと、早寝早起き朝ごはんなどの取り組みもやっており、青少年の生活リズムがかなり乱れているということが問題意識としてあると思われるが、今資料に記載しているのは誰と食べているかということだけのデータなので、あまりにも部分的と感じる。朝ご飯を食べているかという

データも記載してほしい。

また、朝ちゃんと起きられるかとか、睡眠時間が足りているかとか、生活リズム全体が見えるようなデータをもう少し入れたほうがいいのではないか。

【委員】

4ページの(3)の自尊感情について、日本の青少年の自尊感情の低さについて新たに項目として取り入れたということだが、自尊感情を高める取り組みは重要になってくると思われる。

青少年問題の何に関しても、自分はだめだとか自分に自信がないなど、自尊感情が低いと、全てに関して波及していくものだと思っており、この項目を取り上げたのはすばらしいと思っているが、今の時点でどういう対策をしていきたいと考えているのか。

【事務局（政策課）】

昔と違って、今の子どもは、大人が指示を出したものをやっている、要はさせられているというか。そうではなくて、まず自分から考えて、今何をここでやるべきか考え、率先して行動することによって、自分に自信をつける、みんなの前でも堂々と手を挙げて意見が言える、そのようなコミュニケーション能力をつける。そうして自信をつけてもらう。漠然としてはいるが、そのようなことが大事と考えている。

【委員】

17ページの情報化社会の進展のところで、福岡県では、メディアに関する規範意識の授業などの取り組みを行っており、他県に比べてしっかりと取り組みを行っている。ぜひ、他県でも取り組んでいただきたいという気持ちがある。福岡はきちんとこういう授業を県の中でやっているのだから、問題が抑えられているといろいろな県の方から聞くこともあり、やらない以前とやってからとでその効果が見えているのかどうかということが知りたい。また、福岡県と取り組みを行っていない他県との比較などをデータとして入れることができるか検討してほしい。

【事務局（政策課）】

ほかの県との比較は難しい可能性がある。インターネット適正利用に関する福岡県の取り組みについては、先進的な事例として評価されており、全国知事会のホームページの中に、全国の優良な先進政策バンクにも入っている。

特に、インターネットの適正利用推進協議会に関しては、学校の校長会、PTA、通信事業者、NPO、県警、教育委員会などで構成しており、いろいろな課題について考えながら周知していくといったことをやっており、そのようなことをしている事例は非常に少ないと聞いている。

【委員】

昔は子どもといたら、遊びが仕事と言われたりしており、子どもは、特に小学生あたりでは、遊びはかなり意味のあることだと思うが、この現状と課題のどこにも遊びについて出てこない。外遊びが減っているとか、家の中にこもっているとか、それから、仲間がいない、一人か二人で遊んでいるとか、いろいろな問題が遊びの中からも見えてくるので、どこかに遊びについて記載してほしい。

【委員】

事務局の説明の中に、個々のグラフのなどのデータで大きな変動があった場合に、変動の背景や理由について、口頭では説明があったが、現状と課題の文面には記載されていない。読んだ人が分かるように、注のような形でもいいので、変動の理由などについて記載してほしい。

【委員】

12ページの、地域におけるつながりの希薄化のデータとして、「悪いことをしたとき、近所の人から叱られるか」ということが挙げられているが、それは悪いことをしたらということで、何かもうちょっと一般的な、例えば近所の人と挨拶をするかとかのデータはないか。地域のつながりの希薄化をこのデータだけで示すのは難しいのではないか。

【委員】

インターネットの利用については、利用時間が3時間を超える子もいるという話があり、その影響で学習時間、読書時間、睡眠時間が減っているという話もあったが、インターネット利用時間といっても、読書をしているのか、調べ物をしているのか、メールなのかなど、内容によってかなり違ってくるので、ただ時間だけの統計だとあまり意味がなくなるのではないか。

【委員】

7ページの国際化に向けた意識で、意識の面にフォーカスしたデータが出ているが、例えば、福岡県で短期または長期にわたって留学している学生の人数などはデータがあるか。データがあれば、意識のデータと比べて、変化はどうかがあるのかなど比較しては。

【事務局（政策課）】

我々もデータを探してみたが、留学している学生の県ごとの数値は、現在のところなく、今後の課題と認識している。

【委員】

10ページの上のいじめの表で平成26年に福岡の小学校の件数が急激に増えている。ただ、全国的な数値を見ると23年から24年にかけて上がっているのに、福岡はそこまで増加はなく、急に2年後に増加したことについては、何か理由があるか。

また、全国の動きと福岡の動きを比べてみると、26から27にかけて全国的には増えているのに福岡は減っている理由についても併せてお尋ねしたい。

【事務局（義務教育課）】

まず、26年度の数値が増えている理由は、平成25年に国でいじめ防止対策推進法ができ、その中でいじめの定義が、簡単に説明すると、いじめられている当事者の方が心理的、肉体的に苦痛感を持っているものは全ていじめとして捉えるというもので、いじめの考え方そのものが大きく拡大した。26年度の調査は、一度国が調査したものをさらに再調査という形でやって、今までいじめと認知されていなかったものを掘り起こした結果、大幅に増えているという状況になっている。

27年度にまたそれが減っているが、再調査をした26年度には一時的に増えたが、まだまだ学校現場での認知が十分でないということがあり、全国の1,000名当たりの認知件数に比べると27年時点ではまだ3分の1程度の認知件数しかないという状況で、学校現場としてはいじめを積極的に認知するという方向で、いろいろな手段で取り組んでいるところ。

【委員】

いじめの定義が変わって、とにかく子供たちが言ったものを全部挙げようという動きだったと思うが、年数がたっていくとその感覚は鈍っているという部分があると思われる。

(3) 次期福岡県青少年プラン施策体系（案）

（事務局説明：人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局政策課）

資料に基づき説明

【委員】

今度の案の中の最初の「学力、体力、豊かな心の育成」の中で、「教育環境づくり」のところの2番目に「私立学校教育の充実」とある。現行のものでI-1-(2)の「就学前教育の振興」がここに載っているということだが、「私立学校教育」とした意図は。

【事務局（政策課）】

現行のプランでは、就学前の部分で幼稚園の支援を行ってきた。本県においては、幼稚園については、公立も一部あるが、私立の幼稚園が90%以上となっている。

加えて高等学校についても、約4割の生徒が私立高校に通っている現状があり、高校生に対する支援では、私立学校に対する支援も行う必要があるということで、幼稚園も含めて私立学校の充実ということで施策の方向に入れている。

【委員】

柱のところに、「郷土と日本、そして世界を知る力の育成」というのが文言としては今回初めて入ったかと思うが、施策の方向として「郷土の魅力を学ぶ活動の推進」となっている。柱のところでは「郷土と日本」となっているので、施策の方向でも「郷土と日本」と二つ入れてもいいのでは。

【事務局（政策課）】

幅広く日本も含めたところで郷土と整理している。

【委員】

前のプランでは柱を三つで捉えていて、今回は柱が五つに分けてあって、前の柱のⅠの「次代を担う青少年の育成」の部分が上の三つの柱に分かれているのかなと思うが、その分け方について、新しい案の最初の部分の「学力、体力、豊かな心の育成」というのが基礎的な部分で、「社会にはばたく力の育成」で基礎的なところから社会に出てという力をまとめたのかなと思われる。3つめに、あえてこの「郷土と日本、そして世界を知る力の育成」というのを柱という形で一つくり出しているのは、何か特別な意味があるのか。

海外に出たときなどに全然日本の歴史を知らないということはよく言われるので、自分たちの文化なり歴史なりをきちんと学んで理解しておくことは当然大切なことであり、多様性に対する理解を得るためにまず自分の歴史を知るのは大事だが、行き過ぎると、むしろ多様性を知るというよりは若干排外的な話に行ってしまう可能性もあるので、あくまで、多様性を理解する、自分たちを理解して相手の文化や歴史を理解するという方向でいかなければいけないと感じている。

【委員】

資料にある現行の青少年プランのⅠ-1-(1)にある「家庭の教育力の向上」というのが、今回の新しい案だと、下の「青少年を育む社会環境の整備」の中のいくつかに分かれて入っていると思われる。

子どもたちの心や体を育てるために家庭の教育力はとても大事だと思っており、現行のプランにあるように家庭の教育力が施策の方向として入ってこなければいけないと思うが、この新プランの一番下の「青少年を育む社会環境の整備」は、ハード面というイメージが

ある。

ソフト面は、柱の一番上の「学力、体力、豊かな心の育成」の中の「教育環境づくり」の一つになるのではと感じた。ハードなのかソフトなのかというところがもう少しはっきりとわかるほうが、その先にある細かい、実際何をやるのというところに落とし込みやすいのでは。

【事務局（政策課）】

今回の柱の上四つが、特に青少年を対象に、対象を明確にしたところ。家庭の教育力の向上は、子どもにとって一番大事な基礎になるということを十分検討した結果、今回は、子どもに対するものをまず明確にやると。そして、柱5で家庭も含め地域を、全体として家庭の教育力の向上も含め、整理をし直した。

そのため家庭の教育力の向上についても、「青少年を育む社会環境の整備」、これは表現でハード面のイメージがあるかと思うが、ソフトも含めて整理した。またご相談しながら、検討を加えていければと考えている。

【委員】

現在のプランの施策の方向に記載されていて、次期プランの施策の方向には記載されていないものはあるか。

【事務局（政策課）】

I-1-(5)「コミュニケーション能力の向上」は、今回直接施策の方向には記載していない。コミュニケーション能力は、「豊かな心の醸成」「社会にはばたく力の育成」のあらゆるところの施策のベースになるというところで、あえて施策の方向ではなく取り組みとして挙げたいというところで、施策の方向には入れていない。

また、現プランでⅢ-2-(5)「居場所づくり」とあるが、居場所づくりというのは、青少年のいろいろな状況に応じた個別の支援の中で、その状況に応じた居場所があるのではないかという考え方で、直接的な支援の中で、今度の個別の基本目標における課題なりで整理して対応していこうと、今回整理し直して表現からは落としている。

それともう一つ、「スポーツ・文化活動の推進」は、表現上だけだが、「社会にはばたく力」の「多様で特色のある能力や個性の伸長」の中の「個性や能力を伸ばす教育の充実」というところで、スポーツ、文化、芸術、いろいろな科学、そういったものを含めて子供の能力に応じた育成というところで、スポーツは体力に直接かかわっているところがあるため表現は残っているが、文化という表現は整理している。

【委員】

現状と課題に取り上げられたアンケート等の結果で、自尊心が低いという話が出てきていて、かなり重要な問題で必要な視点だとは思いますが、このプランの中ではどこに生かして

いく形になるか。

【事務局（政策課）】

自尊心は、例えば子どもの小さいときからまずは褒めるというような活動が大事だという観点で、「豊かな心の醸成」の「幼児教育の充実」に入り、また、「社会にはばたく力」の中でも、「社会的自立に向けた能力の育成」において取り組みをしていこうという観点で整理したところで、施策の方向の中では直接的な表現は入っていない。取組みの中で生かしていくことだと考えている。

【委員】

自尊感情については、学力の向上や体力の向上で、統計をとって上がった下がったというような話をあまり強調し過ぎると、そういう中で劣等感を植えつけてしまったりすることもあるため、そういった意味でも、自尊心を傷つけないことを取組みの中に反映させてほしいと思っている。

【委員】

コミュニケーション能力の話だが、これはどこかに施策の方向として、文言として入らないか。コミュニケーション能力は、いろいろなところに関係する。キャリア教育の充実にも当然入ると思われる。

ネットのいろいろな関わり方なども、結局そのところに根幹があるように思う。それがゆがんでしまうと何か思わぬところに行くので、きちんとした育て方がないとかかわれないし、いろいろな課題の根幹にあるのではないかと個人的に感じている。

【事務局】

検討し、相談させていただきたい。